

諮問番号：平成29年度諮問第35号
答申番号：平成29年度答申第34号

答 申 書

第1 審査会の結論

〇〇〇〇〇〇〇〇〇所長（以下「処分庁」という。）が、審査請求人1に対して平成〇〇年〇〇月〇〇日付けで行った生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）に基づく生活保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却すべきである。

第2 審査関係人の主張の要旨

- 1 審査請求書における審査請求人1（本件被処分者）及び審査請求人2（審査請求人1の長男）の主張の要旨

このままでは、憲法第25条にいう健康で文化的な人間らしい生活ができない。〇〇〇〇〇手帳の障害等級は1級であるのに、国民年金の障害年金が受給できるようになりその等級が2級である由縁で、生活保護の障害者加算額が1級の加算から2級の加算に減額された。他の市区町村ではこのような対応はしないし、身体・知的障害者の方にはこのような手帳と年金による差別はない。

- 2 審査庁

本件審査請求は棄却すべきである。

第3 審理員意見書の要旨

- 1 審理員意見書の結論

本件審査請求は棄却されるべきである。

- 2 審理員意見書の理由

(1) 処分庁は、審査請求人1が平成〇〇年〇〇月〇〇日に提出した国民年金証書により、審査請求人1が障害等級2級であることを確認したため、翌月の同年〇〇月より、審査請求人1の障害者加算を〇〇〇〇〇〇円から〇〇〇〇〇〇円に変更する旨の本件処分を行ったことが認められる。

- のできない不足分を補う程度において行うものとする。」と定めている。
- (3) 法第8条第1項の規定により、法による保護の基準を定めた「生活保護法による保護の基準」(昭和38年4月1日厚生省告示第158号。以下「保護の基準」という。)の別表第1において、障害者加算が規定され、在宅者1級地の加算月額、(2)アに該当する者は26,310円、(2)のイに該当する者は17,530円とされており、アは「身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号に掲げる身体障害者障害程度等級表(以下「障害等級表」という。)の1級若しくは2級又は国民年金法施行令(昭和34年政令第184号)別表に定める1級のいずれかに該当する障害のある者(以下略)、イは「障害等級表の3級又は国民年金法施行令別表に定める2級のいずれかに該当する障害のある者(中略)。ただし、アに該当する者を除く。」と定めている。
- (4) 局長通知第7の2の(2)のエに次の定めがある。
- 「(ア) 障害の程度の判定は、原則として身体障害者手帳、国民年金証書、特別児童扶養手当証書又は福祉手当認定通知書により行うこと。
- (イ) 身体障害者手帳、国民年金証書、特別児童扶養手当証書又は福祉手当認定通知書を所持していない者については、障害の程度の判定は、保護の実施機関の指定する医師の診断書その他障害の程度が確認できる書類に基づき行うこと。
- (ウ) 保護受給中の者について、月の中途で新たに障害者加算を認定し、又はその認定を変更し若しくはやめるべき事由が生じたときは、それらの事由の生じた翌月から加算に関する最低生活費の認定変更を行うこと。
- (以下略)」
- (5) 「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」(昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「昭和38年課長通知」という。)第7の65において、局長通知第7の2の(2)のエの(イ)にいう「障害の程度が確認できる書類」には、「精神障害者保健福祉手帳の交付年月日又は更新年月日が障害の原因となった傷病について初めて医師の診療を受けた後1年6月を経過している場合に限り、同手帳が含まれるものとして解して差し支えない。この場合において、同手帳の1級に該当する障害は国民年金法施行令別表に定める1級の障害と、同手帳の2級に該当する障害は同別表に定める2級の障害とそれぞれ認定するものとする。」と定めている。
- (6) 「精神障害者保健福祉手帳による障害者加算の障害の程度の判定について」(平成7年9月27日社援保第218号厚生省社会・援護局保護課長通知。以下「平成7年課長通知」という。)に次の定めがある。

「精神障害者の障害者加算の認定に係る障害の程度の判定は次のとおり行うことができるものとしたこと。

1 障害基礎年金の受給権を有する者の場合

- (1) 障害の程度の判定は原則として障害基礎年金（中略）に係る国民年金証書により行うが、精神障害者保健福祉手帳（中略）を所持している者が年金の裁定を申請中である場合には、手帳の交付年月日又は更新年月日が当該障害の原因となる傷病について初めて医師の診療を受けた後1年6月を経過している場合に限り、年金の裁定が行われるまでの間は手帳に記載する障害の程度により障害者加算に係る障害の程度を判定できるものとしたこと。」

2 認定した事実

審査庁から提出された諮問書の添付書類（審理員意見書、事件記録等）によれば、以下の事実が認められる。

- (1) 平成〇〇年〇〇月〇〇日、処分庁は、平成〇〇年〇〇月〇〇日を交付日とする審査請求人1の〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇手帳の写しを受領し、平成〇〇年〇〇月〇日付けで、障害者加算の変更決定を行った。
- (2) 平成〇〇年〇〇月〇〇日、審査請求人1から処分庁あてに、障害基礎年金の裁定請求をおこなったところ裁定が下りた旨の連絡があり、処分庁は、審査請求人1の障害基礎年金の等級は2級であること、障害基礎年金は平成〇〇年〇月分より受給できることとなったこと、老齢年金が変更されたこと等を把握した。
- (3) 平成〇〇年〇〇月〇〇日、処分庁は同年〇〇月〇日付けで審査請求人1の障害者加算の変更決定を行った。

3 判断

生活保護の障害者加算に関する障害の程度の判定は、上記1（4）のとおり、局長通知第7の2の（2）のエによれば、原則として身体障害者手帳、国民年金証書、特別児童扶養手当証書又は福祉手当認定通知書により行うが、身体障害者手帳、国民年金証書、特別児童扶養手当証書又は福祉手当認定通知書を所持していない者については、保護の実施機関の指定する医師の診断書その他障害の程度が確認できる書類に基づき行う。ここでいう障害の程度が確認できる書類には、上記1（5）のとおり、昭和38年課長通知第7の65によれば、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇手帳が含まれ、この場合、同手帳の1級に該当する障害は国民年金法施行令別表に定める1級の障害と、同手帳の2級に該当する障害は同別表に定める2級の障害とそれぞれ認定される。

そして上記1（6）のとおり、平成7年課長通知によれば、〇〇〇〇〇〇〇〇障害者加算の認定に係る障害の程度の判定は、原則として障害基礎年金に係る国民年金証書により行うが、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇手帳を所持している者が年金の裁定を申請中である場合には、年金の裁定が行われるまでの間は、同手帳に記載する障害の程度によって障害者加算に係る障害の程度を判定することができる。

本件で処分庁は、上記1（4）、（5）及び（6）の各通知に従い、平成〇〇年〇〇月〇〇日を交付日とする審査請求人1の〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇手帳に基づき障害者加算に関する障害の程度の判定を行ったが、その後、平成〇〇年〇〇月に、審査請求人1から障害等級2級の国民年金証書が提出されたため、同国民年金証書に基づきその障害の程度を判定し、これにより、障害者加算を変更する本件処分を行ったものである。

上記1の各法令等に照らすと、処分庁のこの判断に違法又は不当な点は認められない。

以上より、本件審査請求は棄却すべきである。

大阪府行政不服審査会第3部会

委員（部会長） 曾和 俊文

委員 中川 元

委員 前田 雅子